

議案第1号

平成29年度東三河広域連合一般会計予算

平成29年度東三河広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,048,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000千円と定める。

平成29年2月8日提出

東三河広域連合長——佐原光——

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1	分担金及び負担金	982,667
	1 負担金	982,667
2	県支出金	61,422
	1 県補助金	61,259
	2 県交付金	163
3	寄附金	2,000
	1 寄附金	2,000
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	2,310
	1 預金利子	8
	2 雑入	2,302
	歳 入 合 計	1,048,400

# 歳 出

款	項	金 額
		千円
1	議会費	8,309
	1 議会費	8,309
2	総務費	143,257
	1 総務管理費	139,750
	2 選挙費	42
	3 監査委員費	3,465
3	事業費	896,164
	1 税務事業費	81,264
	2 消費生活事業費	80,438
	3 福祉事業費	481,279
	4 都市計画事業費	229,710
	5 広域行政推進事業費	23,473
4	公債費	170
	1 公債費	170
5	予備費	500
	1 予備費	500
	歳 出 合 計	1,048,400